

大田市公告 第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧の閲覧期間満了の日までに大田市に意見書を提出することができます。

令和 7年 2月 7日

大田市長 楫野弘和



1. 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道事業大田市公共下水道及び都市下水路

2. 都市計画を変更する排水区域の面積

公共下水道 約504ha

都市下水路 ーha（大原都市下水路の廃止）

3. 縦覧場所

大田市上下水道部下水道課

4. 閲覧期間

令和7年2月7日から同年2月20日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）